

健診に行こう!



自分自身の
体を正しく
知る

健康は、自分への最高の贈り物です。

自分はまだ大丈夫…と安心しているところに生活習慣病は潜んでいます。
まずは、健診を受診し、自分の健康状態を知ることから始めましょう!!
今年度まだ受診されていない方は、下記の健診をぜひご利用ください。

問 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

あなたが受ける健診はどの健診?

| 健診日に加入の健康保険 | 対象年齢 (年度年齢) | 健診の名称 | 料金 ※オプションにより異なります |
|-------------|----------------|---------|----------------------|
| 国民健康保険 | 40～74歳 | 特定健診 | 1,000円 |
| 後期高齢者医療保険 | 75歳以上 | 後期高齢者健診 | 0～1,000円 |
| その他の健康保険 | 40～74歳 | 特定健診 | 健康保険により異なります |
| | 19～39歳 | 成人健診 | 1,000円 |

がん検診は健康保険に関係なく受けられます!

| がん検診などの内容 | 集団検診の対象年齢(年度年齢) | 料金 |
|-----------|-----------------|--------------|
| 肺がん検診 | 40歳以上 | 無料 喀痰検査は600円 |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | 500円 |
| 肝炎ウイルス検診 | 40歳以上で未検査 | 500円 |

【秋の健診日程】

| 種別 | 検診日 | 受付時間(予約不要) | | 備考 |
|---------|-----------|--------------|-------------|---|
| | | 9:30～11:00 | 13:30～14:30 | |
| 特定健診 | 9月30日(土) | 大塚ふれあいセンター | | ※10月2日、3日の午前中の受付時間は10時半までとなりますのでご注意ください。 【必要な物】 ・受診券 ・保険証 ・料金 |
| | 10月1日(日) | 霞ヶ浦保健センター | | |
| 後期高齢者健診 | 10月2日(日) | 田伏集落センター | 農村環境改善センター | |
| | 10月3日(月) | 柏崎コミュニティセンター | 志土庫地区第一公民館 | |
| 成人健診 | 11月29日(金) | 霞ヶ浦保健センター | | |
| | 11月30日(土) | 霞ヶ浦保健センター | | |
| | 12月5日(木) | 千代田公民館(講堂) | | |
| | 12月6日(金) | 千代田公民館(講堂) | | |
| | 12月7日(土) | 千代田公民館(講堂) | | |

※午前中の受付可能人数は、150人です。(事前予約は不要)

受付整理番号が150番を超える場合には、受付時間内に来られても午後の受診となりますので、あらかじめご了承ください。

平成29年8月から

介護サービスを
利用している皆さんへ

高額介護サービス費制度の 利用者負担上限額が変わります!!

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方とそうでない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、介護サービスを利用している方のうち、世帯のどなたかが住民税を課税されている方の介護サービス費が高額になったときの利用者負担上限額(月額)が37,200円から44,400円に変わります。

問 介護長寿課(千代田庁舎)

! 高額介護サービス費とは

▶ 介護サービスを利用した時の利用者負担には月々の負担上限額が設定されています。

1カ月の利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

| 対象となる方 | 平成29年7月までの 負担上限額 | 平成29年8月からの 負担上限額 |
|---|---------------------|---|
| 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※ | 44,400円(世帯) | 44,400円(世帯) |
| 世帯のどなたかが住民税を課税されている方 ここが変わります!! | 37,200円(世帯) | 44,400円(世帯) 1割負担の被保険者のみの世帯は緩和措置あり |
| 住民税世帯非課税 | 24,600円(世帯) | 24,600円(世帯) |
| 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など | 24,600円(世帯) | 24,600円(世帯) |
| | 15,000円(個人) | 15,000円(個人) |
| 生活保護の受給者など | 15,000円(個人) | 15,000円(個人) |

※同じ世帯で65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方。

ただし、同じ世帯内の65歳以上の方の収入の合計額が520万円(単身の場合383万円)未満の場合には、基準収入額適用申請をすることで「世帯のどなたかが住民税を課税されている方」と同じ限度額になります。

住民税課税世帯のうち、同じ世帯すべての65歳以上の方の利用者負担が1割の世帯には、平成29年8月から3年間に限り「年間の利用者負担上限額(446,400円)」が設定されます。

! 利用者負担が上限額を超えたら...

▶ 同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が上の表の利用者負担上限額を超えたときは「高額介護サービス費」として後から支給されます。
対象となる方には通知をしますので、申請手続きを行ってください。

